

福井県立大学と永平寺町との包括的連携に関する協定書

福井県立大学と永平寺町（以下「両者」という。）は、相互の包括的な連携に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、両者が包括的な連携の下に、幅広い分野で両者が有する資源を有効に活用し、活力ある地域社会の形成と振興に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 両者は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- （1） 地域振興を担う人材育成に関すること。
- （2） 地域社会の活性化およびまちづくりに関すること。
- （3） 教育および学習機会の提供に関すること。
- （4） 産業振興に関すること。
- （5） 情報収集および発信に関すること。
- （6） その他、目的を達成するために必要な事項に関すること。

（連絡協議会）

第3条 両者は、連携事項の円滑な推進を図るため、連絡協議会を設置する。

2 連絡協議会に関し必要な事項は、別に定める。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から2年間とする。ただし、両者のいずれからも異議の申し立てがない場合は、さらに2年間有効とし、その後も同様とする。

（その他）

第5条 本協定に定める事項について疑義が生じたときまたは本協定に定めのない事項について必要がある時は、両者が協議して決定する。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、両者が署名の上、それぞれ1通を保有する。

平成28年11月9日

福井県立大学長

永平寺町長

